

決せし然し一十一元ノト因柄ク

右記ノ案五ノ序早ヲ組各々

相  
密  
院

大正四年六月五日

書記官



右



委員長 齋

書記官長 五

山東省ニ関スル條約並南滿洲及東部

内蒙古ニ関スル條約御批准ノ件外附

属交換公文十三件審査報告

山東省ニ関スル條約並南滿洲及東部内  
蒙古ニ関スル條約御批准ノ件外附屬交  
換ニ文十三件審査報告

今回御諮詢ノ山東省ニ関スル條約並南滿洲及  
東部内蒙古ニ関スル條約御批准ノ件外附屬

交換ニ文十三件ノ件本官等審査委員ノ命

セシレ 會同審議ノ盡シタルニ右諸件ハ

第一山東省ニ関シ

(一) 獨逸國カ同省ニ関シテ有ル利權ノ処分(山東

條約第一條) 及膠州灣租借地ノ還付(公文第

十三号)

(二) 芝罘又ハ龍口ヨリ膠濟鐵道ニ接續スル鐵道ノ

借款(山東條約第二條)

(三) 都市開放(山東條約第三條、公文第二号)

(四) 同省ノ不割讓(公文第一條)

第二南滿洲及東部内蒙古ニ関シ

(一) 旅順大連租借期限茲南滿洲鐵道及安奉鐵

道之開充期限延長(滿蒙條約第一條、公文第

三號)

(二) 南滿洲之於之日本國臣民ノ土地商租(滿蒙

條約第二條、公文第八號) 居住往來各種商

工業其他ノ業務(滿蒙條約第三條)

(三) 東部内蒙各古ニ於ケル農業及附隨工業ノ全辦(滿

蒙條約第四條)

(四) 滿蒙條約第二條乃至第四條ノ場合ニ於ケル

旅蒙ノ登録並警察治安及課税ニ服スコト

植 齋 院

(滿蒙條約第五條第一項、及第九條) 民刑

訴訟、管轄 (滿蒙條約第五條第二項) 田地

方、司法制度完全、改良セラルルトキ民刑訴訟

ハ支那國法廷、審判ニ帰スコト (滿蒙條約第五

條第三項)

(五) 東部内蒙古、於ハル都市ノ開放 (滿蒙條約第

六條、公文第四節)

(六) 吉長鐵道ニ関ス諸協約及契約、改訂 (滿蒙條

約第七條)

(七) 滿洲ニ関スル日支現行各條約、效力留保 (滿

蒙條約第八條

(八) 吉林省南部及奉天省：於其礦山、試掘又、

採掘、允許(公文第五号)

(九) 南滿洲及東部西蒙古：於其鐵道、外國借

款及前記地方、稅課ヲ擔保トシ外國借款(公

文第六号)

(十) 南滿洲：於其政治財政軍事警察等ニ關シ

顧問教官ノ僱聘(公文第七号)

第三漢冶萍公司ニ關シ

全辦ノ承認、汲收ヲ為サセリト、固有ト為サセリト

附  
録  
附  
録

ト及他國ヨリ外資ヲ入レシメタレト(公文第十一號)

第四福建省ニ關シ

同省沿岸地方ニ於ケル軍港ニ上施設ノ制限(公文

第十二號)

第五前記ニ條約ノ實施期(山東條約第四條、滿

蒙條約第九條、公文第十號)

等ニ關スル事項ヲ定ムルモノニシテ本件ハ之ヲ日奉

ノ經過ニ顧ミ且之ヲ條約及公文ニ徴スルニ其ノ

間議スヘキノ點ナキニシモ非スト雖今ニシテ之ヲ

間議スルハ大局ヲ顧全スル所以ニ非スト信シ可

極  
密  
完

決之ハキモトテ議ニ全會一致ヲ以テ議決セリ

右審査ノ結果ヲ報告ス

大正四年 六月五日

審査委員長 樞密顧問官 尾崎實長

審査委員

樞密顧問官 金子春 伊東巳代治

樞密顧問官 金子堅太郎

樞密顧問官 金子松謙澄

樞密顧問官 金子清浦奎吾

樞密顧問官 田中實都筑馨六

樞密顧問官 尾崎滋尾 新

樞密顧問官 金子房義博

樞密顧問官 金子曾祐準

樞密院 新長官 山縣有朋殿



山東省ニ関スル條約並南滿洲及東部内  
蒙古ニ関スル條約御批准ノ件外附屬交換  
公文十三件審査報告

今回御諮詢ノ山東省ニ関スル條約並南滿洲  
及東部内蒙古ニ関スル條約御批准ノ件外附  
屬交換公文十三件ニ付本官等審査委員ヲ

柳 密 陽

命セラレ會同審議ヲ盡シタルニ右諸件ハ

車領在如

第一山東省ニ關シ

(一)獨逸國カ同省ニ關シ有スル權利利益讓

與事ノ處分ハ帝國カ獨逸國トカ加セテ在切

事類ハ友邦國政府ニ於テ之ヲ承認スルニ

イキ  
山東條約第一條  
但存中膠州灣租借

地、帝國自由處分ニ依リ市場令ヲ定

條件ノ下ニ之ヲ支那國ニ還付スル事ハ公文

第十三號

支那國政府、芝罘、龍口、膠濟鐵道

鐵道、敷設、於、支那國政

濟、市、本、國、資本、家、對、借款、商、議

山東條約第二條

支那國政府、外國人、居住、貿易、為、通商

都市、開放、山東條約第三條、運用

支那、都市、及、商、埠、章程、支那國政府

支、擬、定、支、國、公、使、協、議、書、第、二、條、公、文、第、二、條

支那國政府、山東省、內、若、其、沿、岸、一、帶、地、支、不、刺、後

小島嶼、外、國、租、界、又、讓、與、支、(公文第一條)

第二南滿洲及東部內蒙古ニ関シ

期限并

(一) 旅順大連租借期間并十五年より二十年

年。延奉南滿洲鐵道并支那國政府有權ニテ

期限

十五年得期限滿止支那國政府有權ニテ

十五年得期限八年より二十年止

安奉鐵道期限并十五年より二十年止

長シ共ニ全期間并十九年止スルカトシ(滿蒙條

約第一條、公文第三號)

(二) 南滿洲ニ於テ日本國臣民ノ(中)南工業并

建物ヲ建設スル為又ニ農業ヲ經營スル為

材料  
密  
際

必要に土地の商租を得るに租の商租

三十年間生じた長期期限附き且無條件

東新し得るに租借の令を以てす(滿蒙條

約第二條、公文第八號)に自由居住往來

イキ

各種の商業其他業務に從事する

得る(滿蒙條約第三條)

(三) 東部内蒙古に於て日本人が支那人を合辦

合辦

農業及附隨工業の經營を為す

支那に承認する(滿蒙條約第四條)

(四) 滿蒙條約第二條乃至第四條の場合に於て

東日本國臣民の旅券ノ登録  
東日本國

車警察法令及課税  
服  
（滿蒙條

約第五條第一項）但、在警署法令及課税

施行前支那國官憲の帝國領事館 協議

（公文第九號）（七）民刑訴訟  
（日本臣民）  
管轄

被告の支那帝國領事官に於て支那國の民被告の

トキハ支那國官吏に於て之ヲ審判シ互ニ負テ派シ臨席傍

聴セシムルヲ得但、日支兩國人間ノ土地ニ関スル民事訴

訟ハ兩國官吏支那ノ法律及地方慣習ニ依リ西國ヨリ負

テ派シ共同審判スル（滿蒙條約第五條第二項）  
（支）將來

同地方ノ司法制度完全ニ改良セラルル

外法権ノ放棄

民刑訴訟ニ支那國法ニ審判ヲ得ル

(五) 支那國政府ハ外國人ノ居住貿易ヲ為東部内蒙古ニ於ケル專管

都市●開放

支那國政府自ラ之ヲ擬定シ帝國公使ヲ協議シテ決定ス

(六) 支那國ハ諸外國法資本家ノ間於テハ借款

契約標準トシテ吉長鐵道ニ関スル諸協約及契

約●改訂トナシ且ト及將來支那國政府ハ外國資本

家ヲ對シテ現在鐵道借款契約ニ有利ナル條件

ヲ與ヘルニテ帝國ノ希望依リ更ニ吉長鐵道

借款契約ノ改訂ヲ行フ事(滿蒙條約第七

條)

、效力留保

(七) 滿洲ニ関スル日支現行各條約(南滿鐵

路ニ依ル日支間ノ現行條約中滿洲ニ関スル

事項(本條約ニ別段規定ニ限リ

、~~在續~~ 事) (滿蒙條約第八條)

(八) 東那國政府ハ日本ハ對シ吉林省南部及

奉天省ニ於テハ十年鑛山ノ試掘又ハ採

掘ヲ允許ス事(公文第五號)

(九) 東那國政府ハ南滿洲及東部内蒙古ニ於テ



、外口借款及

鑄造ノ敷設ナルヲ為シ其費ヲ要スルニ至

其邦國政府前記地方ノ稅課ヲ擔保ト

ニ  
外國借款ノ先日本國

本家ニ借款ヲ商議スル事ト (公文第

六號)

(十) 本邦國政府南滿洲ニ於テ政治財政軍

事警察等ニ關スル顧問教官ヲ僱

聘スル事ト長先日本

(公文第七號)

第三 漢冶萍公司ニ關シ





才行ノ意思ヤキト (公文第十二號)

、実施期

第五 前記二條約ノ調印、自ヨリ其ノ效力ヲ生

ト俾滿蒙條約第二條乃至第五條、其ノ實

施、~~亦~~ (山東條約第四條、滿蒙條約

第九條、公文第十號)

等ノ所ニ定ムルハモ、ニニ本件ハ之ヲ日東

其ノ經過ニ就キ且之ヲ系及ニシテ、今ニシテ

本件ハ可決セラレ然ルヘキモノト全合一致ヲ以テ

決議セリ

之ヲ内閣會議ニハ大島ヲ以テ全ク以テ可決スル

右審査ノ結果ヲ報告ス

桐  
盛  
院

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

大正四年七月

書記官長 為

主筆書記官



書記官



臺灣臨時府官制中改正一件 臺灣臨時  
府地方官官制中改正一件 及 臺灣臨時  
府審務整頓特別任用ニ關スル件審查報  
告

謹於今日再諮詢、台灣臨時府官制中改正一件